

## 鹿児島県子猫のミルクボランティア実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、県保健所（以下「保健所」という。）で保護した子猫について、殺処分数の減少と飼養施設内における感染症のまん延防止を図るため、自宅等で一時飼養するボランティア（以下「ミルクボランティア」という。）及びその子猫の取扱いについて、必要な事項を定める。

### (対象動物)

第2条 対象動物は、保健所が収容した原則2か月齢未満の子猫とする。

### (資格)

第3条 ミルクボランティアは、次の要件を満たすものとする。

- 一 鹿児島県内（鹿児島市内を除く）に在住している成人であること。
- 二 集合住宅又は賃貸の場合、猫の飼養が規約等で認められていること。
- 三 子猫を一時飼養することについて、同居家族全員の同意が得られていること。
- 四 子猫を一時飼養するにあたり、衛生的な飼養環境と必要資材を確保できること。
- 五 子猫を一時飼養する間、終日、頻繁な世話が可能であること。
- 六 別表第1に掲げるミルクボランティアの遵守事項を守れること。
- 七 保健所または動物管理所まで、対象動物を車で送迎可能なこと。
- 八 犬・猫を飼養している場合、次のことを行っていること。
  - (1) 犬の場合、狂犬病予防法に基づく登録と予防注射を行っている。
  - (2) 猫の場合、完全屋内飼育している。
  - (3) 1年以内に混合ワクチン等の接種を行っている。
  - (4) 隔離できるスペースがある。
- 九 その他、子猫を一時飼養することが適切であると保健所等が判断できる者であること。

### (登録)

第4条 ミルクボランティアの登録は以下の手続きによるものとする。

- 一 ミルクボランティアの登録を希望する者は、ミルクボランティア登録申請書（別記様式1）に必要事項を記入の上、飼養施設の所在地を所管する保健所に提出する。
- 二 前号の登録申請があった場合、保健所は書類審査と現地調査を実施し、前条の規定を満たすと判断された者について、講習会を受講させるものとする。

ただし、「犬・猫の譲渡実施要領」に基づく譲渡推進団体に所属する者は、受講を不要とする。
- 三 講習会受講後、ミルクボランティア登録簿（別記様式2）に掲載するとともに、本人に通知する。

(登録の変更・抹消)

第5条 ミルクボランティアの登録の変更又は抹消は以下の手続きによるものとする。

- 一 ミルクボランティアは、自身の登録事項に変更が生じた際や登録の抹消を行おうとする場合、ミルクボランティア変更(抹消)届出書(別記様式3)により保健所等に届け出ること。
- 二 保健所等は前号のボランティア変更(抹消)届出書(別記様式3)を受けた場合、ボランティア登録簿(別記様式2)の変更(抹消)を行う。
- 三 保健所等は、ボランティア登録申請にあたって虚偽の記載をした者、ミルクボランティアとしてふさわしくない行為のあった者、第3条に規定する要件を満たさなくなった者について、登録を抹消し、一時飼養を依頼した子猫の返還を求めることができる。

(子猫の受け渡し)

第6条 保健所がミルクボランティアに一時飼養を依頼する子猫を受け渡す際の手続きは以下のとおりとする。

- 一 保健所は、第2条に規定する子猫を収容した場合、各ミルクボランティアの受入れ可能数や能力等を勘案したうえでミルクボランティアを選定し、子猫を受け渡す際、ミルクボランティア実施依頼書(別記様式4)及び個体管理記録票(別記様式5)の写しを渡す。
- 二 ミルクボランティアは一時飼養中の子猫の健康チェックを毎日行い、その状況を個体管理記録票(別記様式5)に記録する。

(子猫の返還)

第7条 一時飼養期間は、おおむね子猫が固形フードを自力で摂取できるまでとし、子猫(死亡時含む)を保健所に返還する際は、個体管理記録票(別記様式5)を保健所に提出するものとする。

- 2 前項による返還の際、保健所は返還時の健康状態を確認し、その結果を個体管理記録票(別記様式5)に記入するものとする。

(体調不良時の対応)

第8条 子猫に体調不良が認められた場合は、速やかに保健所に連絡し、対応について協議を行うこと。

(物資の支給及び貸与)

第9条 保健所は、ミルクボランティアに子猫の一時飼養を依頼する際は、次に掲げる物資を支給又は貸与できるものとする。

- 一 子猫用ミルクの支給
- 二 哺乳瓶の貸与

- 2 前項の支給物資(未開封、未使用のもの)及び貸与物資については、子猫の返還又は死亡時に返却するものとする。

(費用負担)

第10条 本要領に基づく子猫の一時飼養を行う事により生じた費用については、前条第1項で規定する物資の支給等に係る費用を除き、全てミルクボランティアが負担するものとする。

(その他)

第11条 その他、この要領に定めのない事項については、保健所等とミルクボランティアが協議のうえ対応するものとする。

附則

この要領は、令和3年4月12日から施行する。

別表第1（第3条関係） ミルクボランティアの遵守事項

- 1 犬・猫に係る法令等を遵守し、動物の健康及び安全を保持し、人への危害防止に努め、保健所に返還するまで責任を持って飼養管理すること。
- 2 多頭飼養等で適正飼養が困難となるような事態を生じさせないこと。
- 3 子猫に関する情報を記録し、管理すること。
- 4 ミルクボランティアの活動をする上で知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。
- 5 鹿児島県が行う動物の愛護及び管理に関する施策に協力できること。

(別記様式 1 表面)

### ミルクボランティア登録申請書

ミルクボランティアとして登録したいので申請します。

		記入日	年	月	日
フリガナ			生年	年	日生
氏名			月日 (西暦)	月	日 (満 歳)
住所 (飼養場所)	(市町村名) 市・町・村	住居 区分	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 戸建て <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> その他		
連絡先	電話(携帯)				
	メールアドレス				
受入可能数	_____頭程度まで				
飼養経験	<input type="checkbox"/> あり (子猫の授乳経験 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)				<input type="checkbox"/> なし
現在の飼養動物	<input type="checkbox"/> 猫(                      頭, 飼養期間                      年) <input type="checkbox"/> 犬(                      頭, 飼養期間                      年) <input type="checkbox"/> その他(種類:                      ,                      頭)				
備考 (譲渡推進団体名等)					

(別記様式 1 裏面)

### ミルクボランティア登録申請確認事項

次の確認事項について、チェック欄の該当部分に○を記入してください。

チェック	確認事項
	鹿児島県内（鹿児島市を除く）に在住する，成人であること。 （免許証等身分証の確認）
	集合住宅又は賃貸の場合，猫の飼養が規約等で認められている。
	子猫の一時飼養について，同居家族全員の同意が得られている。
	子猫の一時飼養にあたり，衛生的な飼養環境と必要資材を確保できる。
	子猫の一時飼養の間，終日，頻繁な世話が可能である。
	ミルクボランティアの遵守事項（要領別表第 1）を守ることができる。
	自家用車等で子猫の送迎及び運搬が可能である。
	動物を飼養している場合 ①犬の場合，狂犬病予防法に基づく登録と予防注射を行っている。 ②猫の場合，完全屋内飼育している。 ③犬・猫の場合，1年以内に混合ワクチン等の接種を行っている。 ④隔離できるスペースがあること。
	自己負担が生じることを承知している。
	子猫の飼養経験がある又はその技能を有している。
	子猫の健康チェックを毎日行い，記録ができる。



(別記様式3)

年 月 日

ミルクボランティア変更(抹消)届出書

住 所 〒

フリガナ  
氏 名

電話番号

ミルクボランティアの登録内容を(変更・抹消)したいので、次のとおり届け出ます。

1 変更

変更事項		<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 受入頭数 <input type="checkbox"/> その他( )
変更 内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

2 抹消

(別記様式4)

年 月 日

ミルクボランティア

\_\_\_\_\_ 様

一時飼養依頼書

保健所で收容した子猫について、一時飼養を依頼します。

1 子猫 ( \_\_\_\_\_ 頭)

管理番号	性別	特徴	備考
	オス・メス・不明		

2 一時飼養予定期間

\_\_\_\_\_ 年 月 日まで (予定)

3 支給物資等

(1) ミルク (支給): \_\_\_\_\_ g × \_\_\_\_\_ 本

(2) 哺乳瓶 (貸与): \_\_\_\_\_ 本

なお、支給物資 (未開封、未使用のもの) 及び貸与物資については、子猫の返還又は死亡時に返却していただきます。

4 依頼事項

一時飼養に関しては、次の事項を遵守してください。

(1) 子猫の健康管理に十分留意し、逸走や負傷等がないよう、安全に配慮して飼養してください。

(2) 子猫の体調が急変又は死亡した場合は、速やかに保健所へご連絡ください。  
死体は保健所が引き取ります。

(3) 一時飼養期間終了後は、原則、保健所に返還してください。日程は、保健所と調整させていただきます。

〇〇保健所獣医務担当：〇〇  
連絡先：

(別記様式 5)

個体管理記録票

管理番号 \_\_\_\_\_

日付	授乳時間		体重(g)	便の回数 色など	尿の回数 色など	備考 (気付いたこと)
【記入例】 4 / 1 (木)	4:00 8:00 11:00 15:00 17:00	20:00 23:00	120g	3回 黄色	7回	少し便が緩い 少し目が開く
/						
( )						
/						
( )						
/						
( )						
/						
( )						
/						
( )						
/						
( )						

(記入方法)

- ・ 体重は、1日のうち、できるだけ決まった時間に測定してください。
- ・ その他、健康状態(目やに、鼻水等)について、気付いたことを記入してください。